

国民の負担増となる少子化対策の財源の見直しを求める意見書

政府は年3.6兆円の少子化対策の財源を歳出改革による医療・介護の公費削減（約1.1兆円）や公的医療保険料に上乗せする「こども・子育て支援金」（約1兆円）などで確保するとしている。少子化対策の内容は、①妊娠婦に10万円相当を支給する制度、②育児休業給付の引上げなど「共働き・共育て」支援、③保護者の就労要件を問わずに保育所などを利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」、④児童手当の拡充策で、妊娠婦支援と育児休業給付の引上げについて、こども・子育て支援金で賄うとしている。この原資は全ての医療保険加入者の保険料に上乗せし、2026年度から徴収し、2028年度まで段階的に引き上げるというものである。

歳出改革では、75歳以上の高齢者の医療費3割負担、介護保険2割負担の対象拡大などによる利用者の自己負担増となる。介護保険の2割負担について、昨年の厚生労働省の試算では、対象者を年収190万円以上に広げると公費は400億円削減される一方、自己負担額は800億円に増えることになることが試算されている。「1.1兆円もの医療・介護の公費負担を削減すれば、べらぼうな利用者の負担増になる。『実質的な負担は増えない』との言い方は誤魔化しだ」という声が広がっている。

これは公的医療保険の仕組みを使って徴収するが、厚生労働省の試算でも、年収300万円の単身者の場合、介護保険料は協会けんぽでは年2万8,400円、国保では年4万4,000円で、協会けんぽの1.5倍の負担になることが明らかになっている。

同じ収入でも保険ごとに支援金の負担額が異なることから、収入の多い人より収入の少ない人の負担が増える場合があることが明らかになっている。

また、「こども・子育て支援金」は、社会医療保険料の負担を増やすことになるが、政府は当初会社員や公務員などは一人当たりの負担額が月額500円弱と言っていたが、1,000円の負担の人も出てくることを政府自身が認めている。

こども・子育て支援は必要であるが、現役世代も高齢者など年金生活者も国民負担ばかりが増えることになることは、国民的理解は得られない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、国民負担が増えるこども・子育て支援金は撤回し、少子化対策の財源の見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

小金井市議会議長 宮下 誠

内閣総理大臣様
内閣官房長官様
財務大臣様
内閣府特命担当大臣（こども政策）様

廃園裁判の判決に基づかない白井市長の対応に抗議し、1日も早く子どもの最善の利益を保障することを求める申し入れ

2024年4月3日 日本共産党小金井市議団

専決処分の廃園条例は違法・無効の判決

2024年2月22日東京地裁は、公立保育園の廃園条例取り消し裁判の判決が下しました。内容は、①前市長が行った廃園条例の専決処分は違法であり、違法な条例は無効である、②原告が一昨年行ったさくら保育園の入所申請を「不可」とした小金井市の処分は取り消すというもので、原告側の全面勝訴でした。

判決に従えば 廃園条例は無効だと判断されているために、改正案を提出しなくても元の条例に戻っていると判断し、保育士体制を整えながら0歳、1歳児の児童を募集することは可能でした。

判決は原告のみに適用。0歳、1歳児の募集は再開せず、公立保育園のあり方検討委員会の設置

しかし白井市長と市は、原告のみに元の条例が適用されるとして原告以外の児童には現在の「違法の判決が下された廃園条例」が適用されると妙論を主張し、他の児童の募集再開は行わないと表明。

そして、3月25日定例会最終日に、西岡前市長の時に決定している廃園方針を撤回せず、公立保育園の在り方検討委員会の設置条例案と関連予算を提案しました。その内容は、公立保育園の在り方について1年余かけて検討し、来年6月に市長が「新たな保育業務の総合的な見直し方針」の改訂版を決定し、9月には条例改正案を提出するというものです。

小金井市には、「判決に基づく元の条例」と「違法な条例」の2つの条例が存在する前代未聞の事態

白井市長と市の答弁によれば、小金井市には「原告の児童に適用する条例」と「原告以外の児童に適用する（違法な）廃園条例」と2つの相反する条例が存在するという認識です。法律に基づく運営を行う行政の見識とは思えない前代未聞の事態です。

住民の法的権利である平等利用権に抵触することは明らか

原告の弁護団からも「地方自治法10条では、地方公共団体の住民は、当該地方公共団体のサービス（役務）の提供をひとしく受ける権利を有するとされており、さらに同法244条2項・3項で、住民にはその平等利用が権利として保障されている。公の施設である公立保育園の設置に関する条例を、ある住民には無効で、他の住民には有効であることを前提に募集事務を行うとすれば、住民の法的権利である平等利用権と抵触することは明らかである。」と厳しく指摘しています。

白井市長は子どもの最善の利益を保障すべき

白井市長は2022年12月に廃園の撤回条例を提案しましたが、自民、公明、みらいのこがねい（立憲民主含む）、参政党、街の仲間たちの反対で否決されました。白井市長は市議会が否決したことを受け、「議会の意思を尊重する」、裁判では「違法な条例は治癒された」と言ってほとんど動きませんでした。条例を提案したことによって公約を果たしたといえるのでしょうか。市議会で廃園を推進する議員や市民に訴え、廃園を元に戻す機会をつくる努力をすることが候補者・政治家としての責任ではないでしょうか。

裁判結果は、廃園条例を元に戻しゼロからやり直す絶好のチャンスでした。多くの保護者と市民が、東京地裁の判決に白井市長が従い、前向きに是正することを期待していましたが、それを裏切る結果となりました。また原告の児童のみを入所させることは、異年齢保育を一人で受けることになり、子どもの成長と発達への影響を懸念する声も出ています。白井市長は子どもの最善の利益を保障することをうたった小金井市子どもの権利に関する条例にも抵触することになります。こうした白井市長のやり方は許されません。

私たちは、白井市長に対し、公立保育園の廃園方針の撤回と廃園条例を元に戻さないことに抗議し、1日も早く判決に従って保育士体制を早急に整備し、くりのみ、さくら保育園の0歳児募集の再開を強く求めます。

以上